

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」
登校できません

	発症後、最低5日間は登校不可						発症後 6日目	発症後 7日目
	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目		
発症後1日目に症状軽快		 症状軽快日	 軽快	 軽快	 軽快	 軽快	登校可	
発症後2日目に症状軽快			 症状軽快日	 軽快	 軽快	 軽快	登校可	
発症後3日目に症状軽快				 症状軽快日	 軽快	 軽快	登校可	
発症後4日目に症状軽快					 症状軽快日	 軽快	登校可	
発症後5日目に症状軽快						 症状軽快日	 軽快	登校可

発症後5日目以降も症状が軽快しない場合は、学校にご相談ください。

【発症日とは】

- ・症状（発熱・咳やのどの痛み等の呼吸器症状）が始まった日です
- ・無症状の場合は、検査をした日（検体採取日）です

【症状軽快とは】

- ・解熱剤を使用せずに熱が下がり、かつ、咳やのどの痛み等の呼吸器症状が改善傾向にある状態です
- ・症状が軽快した日を0日とし、翌日を1日と数えます

【提出物】

- ①新型コロナウイルス感染症 回復届
 - スクリーンやTeamsに資料送信しています。
 - プリントアウトが難しい場合は、登校初日に保健室にもらいに来てください。
- ②「処方された薬の説明書」または「検査結果のコピー」等も添付。診断書は不要。
 - 医療機関受診せずに家庭にて医療用抗原検査キットで「陽性」だった生徒について検査「陽性」結果の画像をプリントアウトまたは登校時に養護教諭か担任に画像を確認させる。

新型コロナウイルス感染症 回復届

年 組 番 氏名： _____

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間（学校保健安全法施行規則 第 19 条）

「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」

- ▼「発症した後 5 日を経過」は発症した日を 0 日目とし、翌日から起算します。
- ▼無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いは、検体を採取日を 0 日目とします。
- ▼「症状が軽快した後 1 日を経過」についても軽快した日を 0 日目とし、翌日から起算します。
- ▼「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（痰や喉の痛みなどの症状）が改善傾向にあることを指します。

新型コロナウイルス感染症の診断を受けました。経過は以下の通りです。

○診断された日： 年 月 日（医療機関名： _____）

○発症した日（症状が出た日）： 年 月 日

○解熱した日： 年 月 日

○学校を休んだ期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

月日		午前の体温（時間）	午後の体温（時間）	咳・のど痛・痰等の症状
/ ()	発症 0 日目	°C(:)	°C(:)	重い・軽い・なし
/ ()	発症 1 日目	°C(:)	°C(:)	重い・軽い・なし
/ ()	発症 2 日目	°C(:)	°C(:)	重い・軽い・なし
/ ()	発症 3 日目	°C(:)	°C(:)	重い・軽い・なし
/ ()	発症 4 日目	°C(:)	°C(:)	重い・軽い・なし
/ ()	発症 5 日目	°C(:)	°C(:)	重い・軽い・なし
/ ()	発症 6 日目	°C(:)	°C(:)	重い・軽い・なし
/ ()	発症 7 日目	°C(:)	°C(:)	重い・軽い・なし
/ ()	発症 8 日目	°C(:)	°C(:)	重い・軽い・なし

年 月 日 保護者サイン： _____

【その他の提出物】

処方された薬の説明書または検査結果のコピー等も添付お願い致します。診断書は不要。

【お願い】

出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

ご協力お願い致します。

＜お問い合わせ先＞ 沖縄県立那覇商業高等学校 保健室 TEL:098-866-6555